

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年5月21日付けで行った同月16日を廃止日とする保護廃止決定処分（「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性をしている。

1 審査請求書記載の主張は、次のとおりである（記載のママ）。

保護廃止決定通知書（別添写し）による、「累積金が最低生活の6か月分以上あり」とは、特定の者に限った不公正、不当な取扱いであり、憲法や法規範に反し、公平性を侵害した取扱いで、民法上の「危険負担」の問題でもあり、不安定な生活を余儀なくされる状況を公共団体が自ら造り出している状況で、民法上の不法行為である。

また、意味不明、支離滅裂な理由の公文書であり、法的根拠も

示されておらず困惑している状況である。

又、転出先は、探索中で、実質的にはこれからであり、公共の福祉に反している実態である。

よって、この保護廃止決定は職務権限を逸脱した公文書であり、違法な行為と思慮でき、保護廃止の取消しを求むものである。

2 反論書の主張の要旨は、次のとおりである。

処分庁による本件処分に係る事実の主張の大半は、事実無根である。また、本件所持金に関わる事務所職員や〇〇署署員の対応は、請求人の財産権、プライバシー権等を侵害するものであり、公務員に課せられた職務上の義務に違反する違法なものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条の2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 1 月 1 2 日	諮問
令和 元年 1 月 2 4 日	審議（第40回第2部会）
令和 2 年 1 月 1 7 日	審議（第41回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資

産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

そして、法 26 条は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、被保護者に通知しなければならないと規定している。

また、法 61 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届出なければならないと規定している。

- (2) 地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準とされる「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知）は、「第 3 資産の活用」の項において、「要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求めること。」としている。
- (3) 同じく地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準とされる「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、「第 3 資産の活用」の問 18 「保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場合はどのように取り扱ったらよいか。」の答において、「当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を

容認して差しつかえない。」としつつ、「被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について指導助言を行うこと。」とし、また一方、「保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明したうえで、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。」としている。

(4) また、課長通知は、「第10 保護の決定」の間12「法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準を示されたい。」の答の「2 保護を廃止すべき場合」において、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じない限り保護を再開する必要がないと認められるとき。」、又は「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」は、法26条の規定に基づき保護を廃止すべきであるとしている。

(5) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）は、「被保護者の累積金について」（問8-34）において、被保護者が相当額の預金を保持していることが判明し、保護費が累積した結果と確認された場合、当該被保護者の累積金（本件においては、本件所持金。以下同じ。）についてどのように取り扱うべきかについて、以下のように、実施機関の参考となる指針を示している。

まず、「1 預貯金の目的等の確認」として、「保護の趣旨目的に沿って、以後の自立（就労自立、日常生活自立、社会生活自立等）のために充てられるものであるか確認する。法の趣旨目的に沿ったものであれば、収入認定等を行わない。」として、単に

将来の出費に備えるための蓄財等ではなく、生活保護の趣旨目的に沿った具体的な目的を持った備えであるかを確認するものとしている。

確認の結果、「2 特に目的等がなく単に累積したものである場合」として、「保護費を繰越しして一定額を超える預貯金を保有するに至った経緯には、単に節約を図っただけでなく、食事や衣料品等の生活必需品を極度に切詰めた生活をしてきた結果、当該保護世帯はどこかに最低限度の生活に欠けるところが生じている可能性が推測される。『一定額を超えた場合』については、まず、最低限度の生活に欠ける部分を補い、生活基盤を回復させるために使うよう、指導助言する。」「必要に応じては、自立更生計画書等の作成を通じて累積金の費消目的を定めながら、より安定した自立の助長を促すことが望ましい。」とした上で、「当該世帯の最低限度の生活に欠ける部分を補っても、なお相当額の残余がある場合には、活用し得る資産として認定した上で、生活最低基準をまかなう費用として活用を求めることとなる。」、そして、「この際、①停廃止を行う場合、②分割して収入認定する場合の2通りの処理が想定される」ものとしている。

さらに、「3 本問答にいう『一定額』の基準（目安）」として、「目安としては、累積金のすべてが目的のない状態であった場合、保護の停廃止の期間の考え方をを用いれば、当該世帯の最低生活費の概ね6か月分相当の額に達した場合と考えられる。」としている。

運用事例集による上記取扱いの内容は、課長通知における預貯金の取扱い及び保護廃止の基準（上記(3)及び(4)）に合致するものであって、合理性が認められるものである。

2 本件処分について

- (1) 課長通知及び運用事例集によれば、保護費のやり繰りによって、預貯金等が生じた場合、当該預貯金等が保護の趣旨目的に沿

ったものであるかどうかについて、要保護者に対して聴取し、確認すべきものとされている（1・(3)及び(5)）。

処分庁は、請求人が本件所持金を所持していることが判明したため、請求人に対し、聞き取り調査を行ったが、その利用目的等についての回答は得られなかった（第3・4・(1)）。そのため、本件所持金の利用目的の特定は困難であり、本件所持金を「以後の請求人の自立のために充てられるもの」に該当すると認めることはできず、処分庁が本件所持金を「特に目的等がなく単に累積したものである」と認定したことを、違法・不当であるとするとはできない。

(2) そして、本件処分通知書の処分理由の欄には、「累積金が最低生活費の6か月分以上あり」と記されているところ、本件所持金は897,000円であって、令和元年5月分の請求人の最低生活費120,470円の7か月分（843,290円）を超えていることは明らかであるから、保護廃止の「目安としては、累積金のすべてが目的のない状態であった場合、保護の停廃止の期間の考え方をを用いれば、当該世帯の最低生活費の概ね6か月分相当の額に達した場合と考えられる。」（1・(5)）との要件を優に満たしているといえる。

(3) 以上から、処分庁が、請求人に関しては、法26条にいう「被保護者が保護を必要としなくなったとき」（1・(1)）に該当するものとして、本件処分を行ったことは、上記1の法令等の定めにも則ったものであるといえるから、違法・不当であるということとはできない。

3 請求人の主張（第3）は、要するに、本件処分は、事実の裏付けを欠き、憲法その他の法令等に違反しており、取り消すべき違法性・不当性があるというものと解せられる。しかし、本件処分に違法・不当な点を認めることができないことは、上記2に示したとおりであるから、請求人の主張を取り上げることはできない。

なお、本件処分通知書には、「理由」として「近日中に管外転出する予定であるため」との記載が認められるが、本件処分の理由としては「累積金が最低生活費の6か月分以上ある」ことをもって必要かつ十分であることから、上記の記載は処分の要件には関わりがない。

また、請求人は、本件処分が憲法の規定に違反していると主張する。この点に関しては、上記2のとおり、本件処分は法令等に則って行われたと認められる以上、当該主張は、本件処分の根拠法令が憲法違反であることを意味するものと解されるどころ、行政不服審査手続における審査庁の職分は、現行の法令を所与のもの（すなわち憲法に違反しないもの）とした上で、審査請求に対する判断を行うことに限られており、現行法令が憲法に適合したものであるか否かに関する判断はその職分にはない。したがって、上記請求人による憲法違反の主張は取り上げることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来